



山形県公報

平成27年4月1日(水)

号外(14)

目次

病院事業局関係

規程

- 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程…………… 1
- 病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程…………… 2
- 山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程…………… 3
- 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程…………… 同
- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程…………… 同
- 山形県病院事業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程…………… 5

病院事業局関係

規程

山形県病院事業管理規程第4号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程(平成15年3月県病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「及び局長」を「、理事及び局長」に改め、同条第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 理事は、上司の命を受けて特定課題に関する事務を掌理する。

第7条第2項の表中

看護師	上司の命を受けて看護業務に従事する。
主幹	上司の命を受けて課の特定事項に関する業務を整理する。

「

主幹	上司の命を受けて課の特定事項に関する業務を整理する。
----	----------------------------

」に改める。

第8条の表山形県立中央病院の項中「小児科」を「腫瘍内科、小児科」に、「小児外科」を「消化器外科、乳腺外科、小児外科」に、「耳鼻いんこう科」を「頭頸部・耳鼻咽喉科」に改め、同表山形県立新庄病院の項中「皮膚科」を「乳腺外科、皮膚科」に、「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改め、同表山形県立河北病院の項中「小児科」を「疼痛緩和内科、小児科」に、「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改める。

第10条第1項の表山形県立新庄病院の項中

「

第一診療部	診療各科	
	集中治療室	
	病歴管理室	
第二診療部	人工透析科	
	リハビリテーション科	
	栄養管理科	栄養管理係

」を

第一診療部	診療各科	
第二診療部	集中治療室	
	人工透析室	
	リハビリテーション室	
	栄養管理室	栄養管理係
	化学療法室	

に、

	院内感染防止対策係	
--	-----------	--

を

病歴管理室		
-------	--	--

に改め、「院内感染防止対策係」を削り、同表山

形県立河北病院の項中

地域医療部		
-------	--	--

を

救急総合診療部		
地域医療支援部		

に改め、同表山形県立こ

ころの医療センターの項中「医事係」を「医事係、情報企画係」に改める。

第17条第4項の表中

副看護部長	看護部長を補佐する。
-------	------------

を

副看護部長（総括）	看護部長を補佐し、部の特定事項に関する事務を掌理する。
副看護部長	看護部長を補佐する。

に、

言語聴覚士	上司の命を受けて言語聴覚業務に従事する。
-------	----------------------

を

主任言語聴覚士	上司の命を受けて言語聴覚業務を処理する。
言語聴覚士	上司の命を受けて言語聴覚業務に従事する。
社会福祉士	上司の命を受けて社会福祉業務に従事する。

に、

主事	上司の命を受けて事務に従事する。
----	------------------

を

主任主事	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。
主事	上司の命を受けて事務に従事する。

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第5号

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表中央病院の項中

看護専門員	がん・生活習慣病センター看護専門員及び救命救急センター看護専門員
-------	----------------------------------

を

「 <table border="1"><tr><td>看護専門員</td><td>救命救急センター看護専門員</td></tr></table> 」	看護専門員	救命救急センター看護専門員	に改め、同表がん・生活習慣病センターの項中		
看護専門員	救命救急センター看護専門員				
「 <table border="1"><tr><td>副看護部長</td><td>中央病院副看護部長</td></tr></table> 」	副看護部長	中央病院副看護部長	を		
副看護部長	中央病院副看護部長				
「 <table border="1"><tr><td>副看護部長（総括）</td><td>中央病院副看護部長（総括）</td></tr><tr><td>副看護部長</td><td>中央病院副看護部長</td></tr></table> 」	副看護部長（総括）	中央病院副看護部長（総括）	副看護部長	中央病院副看護部長	に改め、同表救命救急センターの項中
副看護部長（総括）	中央病院副看護部長（総括）				
副看護部長	中央病院副看護部長				
「 <table border="1"><tr><td>副看護部長</td><td>中央病院副看護部長</td></tr></table> 」	副看護部長	中央病院副看護部長	を		
副看護部長	中央病院副看護部長				
「 <table border="1"><tr><td>副看護部長（総括）</td><td>中央病院副看護部長（総括）</td></tr><tr><td>副看護部長</td><td>中央病院副看護部長</td></tr></table> 」	副看護部長（総括）	中央病院副看護部長（総括）	副看護部長	中央病院副看護部長	に改める。
副看護部長（総括）	中央病院副看護部長（総括）				
副看護部長	中央病院副看護部長				

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第6号

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局財務規程（平成15年3月県病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第3項中「経営主幹」を「経営を主に担当する課長補佐」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第7号

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年3月県病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「局長」を「理事、局長」に改める。

別記様式第5号の注書第2項第1号の表第23項中	「 <table border="1"><tr><td>（職名）を命ずる （給料表名）○級 に決定する 給料月額○円を給 する</td></tr></table> 」	（職名）を命ずる （給料表名）○級 に決定する 給料月額○円を給 する	を	「 <table border="1"><tr><td>（職名）を命ずる （給料表名）○級 に決定する</td></tr></table> 」	（職名）を命ずる （給料表名）○級 に決定する	に、「に基
（職名）を命ずる （給料表名）○級 に決定する 給料月額○円を給 する						
（職名）を命ずる （給料表名）○級 に決定する						

づき」を「による」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第8号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号の表中

短大卒		2.5	5	3	4
	0	2.5	8	11	15
高校卒		5	5	3	4
	0	5	10	13	17

を

短大3卒		1	5	3	4
	0	1	6	9	13
短大2卒		2.5	5	3	4
	0	2.5	8	11	15

に改め、同項第2号及び第3号を次の

ように改める。

(2) 級別資格基準における経験年数は、免許取得前に歯科技工に関する業務に従事した経歴を有する者について、病院事業局内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、経歴に係る年数の8割以下（病院事業局内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、10割以下）の年数を免許取得後の経験年数として取り扱うことができるものとする。

(3) 学歴免許等資格区分における学歴免許等の資格は、次に定めるところによる。

イ 「短大3卒」に相当する学歴免許等の資格は、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第14条第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した歯科技工士養成所の昼間課程（「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業とする。

ロ 「短大2卒」に相当する学歴免許等の資格は、歯科技工士法による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所の課程（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業（イに規定するものを除く。）とする。

第6条第3項第4号の表中

短大卒	1級11号給	を	短大3卒	1級17号給
高校卒	1級1号給		短大2卒	1級11号給

に改める。

第8条第1項の表中

	局長	1種
--	----	----

を

	理事	特1種
	局長	1種

に改め、

中央病院の副院長（医療職給料表(3)の適用を受ける者に限る。）	3種
---------------------------------	----

を

中央病院の副院長（医療職給料表(3)の適用を受ける者に限る。）	2種
---------------------------------	----

に、

事務局次長 薬局長（こころの医療センターの薬局長を除く。） 副院長（中央病院の副院長を除き、医療職給料表(3)の適用を受ける者に限る。） 主幹	4種
--	----

を

	副院長（中央病院の副院長を除き、医療職給料表(3)の適用を受ける者に限る。）	3種
	事務局次長 薬局長（こころの医療センターの薬局長を除く。） 主幹 副看護部長（総括）	4種

に改め、同条第2項の表中

	8級	1種	94,000円
--	----	----	---------

を

	9級	特1種	130,300円
	8級	1種	94,000円

に、

		3種	69,300円
--	--	----	---------

を

		2種	77,200円
		3種	69,300円

に改める。

別表第2イの項の表中	8級	1 病院の副院長の職務 2 局長の職務 3 職務の内容及び責任の程度が前項と同等と認められる職務であらかじめ管理者が定める職務
------------	----	---

を

8級	1 病院の副院長の職務 2 局長の職務 3 職務の内容及び責任の程度が前項と同等と認められる職務であらかじめ管理者が定める職務
9級	理事の職務

に改める。

別表第2ニの項の表6級の項中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 病院の副看護部長（総括）の職務

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第9号

山形県病院事業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員公舎管理規程（平成15年3月県病院事業管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「1,400円」を「1,300円」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。